

令和 7 年塩尻市議会 3 月定例会提出案件について

I 提出案件数

提出案件	4 1 件
条例案件	1 8 件
人事案件	1 件
事件案件	2 件
予算案件	1 5 件
報告案件	5 件

II 提出案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の公布により一部改正される「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 建築確認等の申請に係る手数料の区分及び額を改めるもの
- イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額を改めるもの

(建築住宅課)

2 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を引き上げるもの
- イ 地域手当の支給率を引き下げるもの
- ウ 通勤手当の1箇月当たりの支給限度額を引き上げるもの
- エ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大するもの
- オ 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当を拡大するもの

(総務人事課)

3 塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

退職報償金の支給基礎となる勤務年数の区分を改めるものです。

(危機管理課)

4 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

農業集落排水事業宗賀南部地区を公共下水道事業へ統合させることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 下水道事業の経営の規模のうち公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る計画処理人口及び計画 1 日最大処理量を変更するもの

イ 農業集落排水事業宗賀南部地区に係る規定を削るもの

(下水道課)

5 塩尻市名誉市民条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市名誉市民選考委員会の委員を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

塩尻市名誉市民選考委員会の委員から、市議会議員を除くものです。

(秘書広報課)

6 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩嶺高原地区整備計画区域をこの条例の適用区域に加えることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

塩嶺高原地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限について定めるものです。

(都市計画課)

7 塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市人材育成・活用基本方針に基づき、職員がその能力を十分に発揮し高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 週休三日を可能とするフレックスタイム制を導入するための規定を追加するもの
- イ 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するもの
- ウ 職員の介護離職を防止するため、仕事と介護の両立支援制度等の周知義務等について規定を加えるもの
(総務人事課)

8 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、必要な改正をするものです。

(2) 概要

排水設備工事の指定工事店の営業所ごとに下水道排水設備工事責任技術者の専属を義務付けている規定を改めるものです。

(下水道課)

9 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の公布により一部改正される「水道法施行令」が令和7年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和するものです。

(上水道課)

10 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の条項を改めるものです。

(デジタル戦略課)

11 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の処遇改善を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を改めるものです。

(総務人事課)

12 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が属する世帯の世帯主に対し支給していた傷病手当金を廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

傷病手当金に係る規定を削るものです。

(市民課)

13 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

国民健康保険税の税率等の見直しをすることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

国民健康保険税の税率等を改めるものです。

(市民課)

14 塩尻市児童館条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市立塩尻児童館の休館日を見直すことなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 児童館の休館日を日曜日、祝日及び年末年始とするもの

イ 児童館の平日の利用時間を午前 10 時からとするもの

(学校教育課)

15 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、塩尻市災害弔慰金等支給審査会を設置することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

塩尻市災害弔慰金等支給審査会の設置、組織などを定めるものです。

(地域共生推進課)

16 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が令和7年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携に係る要件を緩和するもの

イ 家庭的保育事業者等と保育所等との連携に係る要件を緩和するもの

(保育課)

17 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

太陽光発電設備の適正な設置及び管理を図るため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 太陽光発電設備の設置を禁止する区域を定めるもの

イ 太陽光発電設備の設置及び設置後の手続を改めるもの

(生活環境課)

18 塩尻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 提案理由

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、新たな条例を制定するものです。

(2) 概要

乳児等通園支援事業者が、次に掲げる乳児等通園支援を行うに当たっての設備及び運営に関する基準を定めるものです。

ア 一般型乳児等通園支援事業

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

(保育課)

【人事案件】

人権擁護委員の候補者の推薦について

委員 10 人のうち、1 人が令和 7 年 6 月 30 日に任期満了となることに伴い、後任委員を推薦するものです。
(企画課)

【事件案件】

1 中央本線みどり湖駅構内上西条第一跨線橋外 3 橋補修工事委託に関する施行協定の変更について

中央本線みどり湖駅構内上西条第一^こ跨線橋外 3 橋補修工事委託に関する施行協定の変更について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

2 市道路線の認定について

市道路線の認定について、「道路法」第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

- 1 令和 7 年度塩尻市一般会計予算
- 2 令和 7 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和 7 年度塩尻市介護保険事業特別会計予算
- 4 令和 7 年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計予算
- 5 令和 7 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上 財政課)

- 6 令和7年度塩尻市水道事業会計予算
(上水道課)
- 7 令和7年度塩尻市下水道事業会計予算
(下水道課)
- 8 令和6年度塩尻市一般会計補正予算(第12号)
- 9 令和6年度塩尻市一般会計補正予算(第13号)
- 10 令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 11 令和6年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 12 令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 令和6年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(以上 財政課)
- 14 令和6年度塩尻市水道事業会計補正予算(第4号)
(上水道課)
- 15 令和6年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第3号)
(下水道課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る令和6年12月23日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額	198,000 円
	市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日	令和6年8月28日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字旧塩尻

エ 事故の状況

消防団の消防活動中、ポンプ車で市道犬飼沢国道上線を切り返しのため後進した際、相手方敷地内のフェンスに接触し、当該フェンスを破損させてしまったものです。

(危機管理課)

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る令和6年12月27日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 141,680 円
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和6年11月4日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字木曾平沢
市道平沢停車場線

エ 事故の状況

市道平沢停車場線の舗装の一部が、相手方自動車が通過した際に跳ね上がり、当該自動車の後部バンパー等を破損したものです。

(建設課)

3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る令和6年12月27日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 4,576 円
市側の過失割合 20パーセント

イ 事故発生年月日 令和6年11月18日
ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘高出
市道高出野村線

エ 事故の状況

市道高出野村線を南へ走行中の自動車が、路肩の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪のタイヤを破損したものです。

(建設課)

4 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る1月24日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 9,300 円
市側の過失割合 100パーセント

イ 事件発生年月日 令和6年11月20日

ウ 事件の状況

同姓同名の別人の土地を相手方の親族の土地として固定資産台帳に誤って登録していたことにより、相手方が本来不要な当該土地の相続登記手続きを行い、相手方に当該手続きに係る費用を生じさせたものです。

(税務課)

5 令和6年度塩尻市一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について

(財政課)